

平成30年8月13日

不正改造車排除強化月間中に不正改造車4台に整備命令

マフラーの切断・取外し、基準不適合マフラーの装着、タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみだし、大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し・解除又は不正な改変などの不正改造を施された車両は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。

このような状況を改善していくためにも、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として位置づけ、街頭車両検査や自動車使用者等への啓発活動を強力に取り組みました。

また、平成30年5月から施行されている、タカタ製エアバックに係るリコール未改修車両を車検で有効期間を更新しない措置についても周知しました。

中国運輸局としましては、強化月間終了後においても、関係機関と連携し街頭車両検査等を継続的に実施するなど不正改造車の排除に積極的に取り組み、国民の安全・安心の確保を図って参ります。

【強化月間中の取組結果】

1. 街頭車両検査の実施

- ・実施回数：30回
- ・検査台数：1372台
- ・延べ出動員数：232名

内 訳	国土交通省	44名
	警察	59名
	自動車機構等	129名
- ・不適合車両数：不正改造 64台

	整備不良	56台
--	------	-----
- ・整備命令発令台数：4台
- ・主な不正改造：回転部分の突出

	灯火装置の色等
--	---------



2. 自動車使用者等への啓発活動

- ・ポスター・チラシによる広報（約4万枚）
- ・マスメディア等による広報（広報誌等）
- ・運輸支局による出前講座、講習会など開催（22回開催）

※整備命令とは、保安基準に適合していない車両について、道路運送車両法第54条（整備不良車両への命令）、又は同法第54条の2（不正改造車両への命令）に基づき、不良箇所等の改善を自動車使用者に命令し、その後において改善状況の確認を行うものです。

【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課 中村・内田
 （電話）082-228-9142 （FAX）082-228-9148
 技術課 土生（ハブ）・宮崎
 （電話）082-228-9143 （FAX）082-228-9148